

みんなで考えてみましょう!

「私」もダマされるかも!!

みなさんは、自分は「ダマされることはない。大丈夫。」と思っていませんか。

詐欺の被害に遭われた人々には、いわゆるオレオレ詐欺などのことは知っており、注意していたのに、ダマされてしまったということがよくあります。

でも、ダマされてしまった人たちが悪いではありません!

驚きや不安を感じることは誰にでもあります。警察の指示に従うことはほとんどの場合は適切なことです。こうした心の動きや常識、社会の約束事を逆手にとって詐欺の手口が組み立てられていますので、誰でもダマされるのです。このため、ダマされそうな「場面」、「状況」を減らすよう、お金の受け渡しに一手間加えると、これまでの暮らしに工夫を加えることも大切です。

不要な電話はシャットアウト!

詐欺の被害は一本の「電話」から。

犯人からの電話に出てしまい、犯人が用意する舞台に引き込まれてしまうと、被害に遭う可能性は高まります。このため、犯人からの電話に出ないで済む工夫が重要です。たとえば、

- 1 留守番電話のメッセージに「この電話は振り込め詐欺対策のため、会話内容がすべて録音されています」といったメッセージを残しておく。
- 2 現在使っている電話機に防犯機能を持たせるように変更する。

上記の方法だけで犯人からの電話をすべて防ぐことはできません。しかし、犯人からの電話に出る可能性は減ります。ただし、こうした対策はお金がかかるものもあります。費用等を調べてから始めましょう。



犯人への送金をシャットアウト!

詐欺犯人への送金を防ぐために、ATMの振り込み限度額の設定や金融機関での声かけなどが行われています。しかし、慌ててしまっている被害者への声かけのみでは犯人への送金を阻止するのは難しいです。特に、最近では、土地勘のない場所へ呼び出して、息子の代理という者が直接現金を受け取るケースや指定した場所へ現金を送るように指示するケースなど、振り込みではなく現金を引き出させた後で、犯人にお金を手渡すあるいは送金する事例が増えています。

こうした被害を防ぐためにも、

多額の現金を引き出す場合には、「預金小切手」を利用しましょう。

自分のお金を現金として引き出すだけなのに、なんで面倒な小切手をつくらないといけないのかと憤慨されるかもしれません。しかし、小切手にすることで犯人にお金渡るのを防ぐ可能性が高まるのです。窓口で小切手を勧められたら、万が一と思って、ぜひ、小切手で受け取ってください。



(監修:神戸学院大学 心理学部長・教授 秋山 学)

預金小切手(自己宛小切手)とは?

- 金融機関に支払い記録等が残ります。現金にするには、受取人が窓口に来る必要もあります。
- 小切手を現金化するには、一定の時間が必要になります。こうした理由で、万が一、詐欺に遭っても、被害を防ぐことができる可能性があります。
- 銀行が自分自身を支払人として振り出す小切手です。
- 預金小切手は、小切手1枚で済みますので、現金を持ち運ぶのに比べ安全です。

ケース⑤ 送り付け商法 ～わたし、注文していないけど…～

『送り付け商法』とは、注文をしていない商品を一方的に送り付けてきて、代金を請求することです。

送り付け商法のパターン

- ①「注文を受けた健康食品を送る」などと業者から電話があり、「申し込んでいない」と断ったら、「裁判に訴える」と言われ、損害賠償請求の手紙が送られてきた。
- ②注文した覚えのない海産物が突然送られてきたので受け取りを拒否したところ、後日損害賠償を請求する手紙が届く。

上記のような電話や宅配便の対応に困っている高齢者がいると見聞きしたときには声をかけましょう。

突然、知らない業者から

「ご注文頂いた健康食品を送ります」と電話がありました。

「注文を受けたときの録音もある。断るなら裁判に訴える」と一方的に話し続けられ



後日、健康食品が「代引き」で届きました



注文していないけど…



それは注文したものでしょうか?

その一言で、おかしい電話があったことを思い出しました。宅配業者には事情を説明し、商品を持って帰ってもらいました。

防止するには

高齢者は、自分自身で注文していてもそのことを忘れてしまったり、注文しているかどうかの記憶があいまいになってしまうことがあります。何か注文したときには、紙に書いておくようにアドバイスしてください。

また、身に覚えのない請求は無視するように伝えてくださ

い。損害賠償を請求する手紙が届き「法的手段を取る」など不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、決して相手に連絡しないように、伝えましょう。

一人で判断するのが難しいときは、神戸市消費生活センターなど公的機関に相談しましょう。

ケース⑥

催眠商法 ～粗品や販売員の話にのせられていませんか?～

『催眠商法』とは、短期間の間に閉め切った会場等に高齢者を中心に人を集め、安い日用品などの販売で会場の雰囲気盛り上げた後、その会場の雰囲気です催眠状態となった来場者に高額な商品を販売することです。

具体例

※わかりやすいように時間の流れにそって書いています。

- 1 知人に誘われる、無料で商品がもらえるというチラシや、開店案内のDMが届くことなどをきっかけに高齢者が会場に向く。
- 2 商品の説明や健康関連の話を1時間ほど聞き、無料商品でもらったり、安価な商品を購入する。
- 3 健康関連の話が面白い、休憩時間等に販売員と話することが楽しいなど、自宅にいるより楽しい時間を過ごせるので、毎日のように通うようになる。
これら以外にも通う理由には、無料・割引商品がもらえる、次回来場時に使える割引券や無料引換券がもらえる、来場時に押してもらえるスタンプカード、友人を連れて行くと特典がもらえるなどがある。
- 4 そのうち、とてもよいものだとか高額な商品の購入を勧誘され、特別販売、特別割引などと言われる。これまで割引商品を購入したり、無料商品でもらったりしていることや販売員が「あなたのために勤めている」などと説得し続けるため、高額と思いつつも購入してしまう。



防止するには

次々販売されて、支払いが困難になり、周囲に借金等を持ちかけたり、高齢者の自宅に商品が増えたりしたことが、周囲の人がトラブルに気付くきっかけになります。

販売員の親切は契約させる手口です。家族や周りの人も気を配りましょう。

- 1 高齢者の話を頭ごなしに否定したりせず、高齢者の話に耳を傾けましょう
- 2 認知症などで判断能力が不十分な場合には、成年後見制度等の利用も検討しましょう

成年後見制度とは?

認知症、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分になり、ご自身での契約や財産管理などをするのが困難になった方の権利を守り支援する制度です。

神戸市では、判断能力が不十分になっても安心して生活できるための成年後見制度について、相談員や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)が相談をお伺いします。

●神戸市成年後見支援センター

TEL: (078)271-5321
FAX: (078)200-5329

●受付時間: 月曜～金曜9:00～17:00

(祝日、12月29日～1月3日除く)

- 専門職への相談は、曜日・時間が決まっています。また、事前に予約が必要です。

ケース⑦

訪問購入 ～大切な貴金属を強引に買い取られて～

『訪問購入』とは、訪問販売の反対で強引に商品を買って取っていくことです。

「いらなくなった着物はありませんか」「不用品ならなんでも引き取ります」など、電話や訪問で勧誘してきます。

まず、警戒心を解こうと女性が電話をかけ、油断したところを男性が訪問するというケースもあります。

買い取りを承諾すると強引に家に上がりこみ、業者の本来の目的である「貴金属も買い取りますよ」と持ちかけて、売るつもりがなかった指輪なども相場よりかなり安い値段で買い取られてしまいます。

被害に遭うのは独り暮らしの女性が多く、密室で男性に買い取りを強引に迫られ恐怖を感じることも多いようです。



防止するには

まずは、家に上げないことです。

急な訪問でなければ、1人で対応せず家族に相談してからにしましょう。

怖い思いをしたら、勇気をだして警察(#9110)に連絡するように日ごろから伝えておきましょう。

訪問購入は法律で規制されていますし、クーリング・オフが適応されます。

契約から8日間は事業者の商品を渡さなくてもよく、商品を渡した際も、事業者が第三者に転売する場合は、元の所有者に転売について連絡する必要があります。

しかし、実際のところ一度渡してしまった貴金属を取り戻すことは非常に困難です。

クーリング・オフの手続きがわからなければ、神戸市消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口

神戸市消費生活センター

●住所：神戸市中央区橋通3-4-1(神戸市立総合福祉センター 5階)

☎(078)371-1221

●相談受付：月曜～金曜(祝日、12月29日～1月3日除く)

9:00～17:00(来訪相談の受付は16:30まで)

4

高齢者の身のまわりの事故に気をつけよう ～『ヒヤリハット』をなくすには～

高齢者の家庭内事故の約80%が家の中で、場所としては、リビング・階段・台所(ダイニング)の順で発生しています。事故の内容としては、「打撲」「切り傷」「骨折」「やけど」などが多いです。

ここでは、日常生活の中で高齢者に「おこりやすい事故」の主なものを紹介しています。どんな製品でも使用方法を誤ると危険です。高齢者が誤った使い方をしていないか、気をつけましょう。

そして、製品事故の危険性があるものは、消費者庁からリコール情報が提供されます。リコール情報が提供された場合は、すみやかにその製品の使用を中止しましょう。また、手すり取付けや家具の固定などの工事費用の一部が補助される場合がありますので、それらの利用も考えてみましょう。

1 台所(ダイニング)

【よくある事故】

① ガスコンロを使用中に服に火がつき、やけどをする。

⇒袖口が広がったものや燃えやすい生地の服は避けましょう。

そして、燃えにくい防災性の衣類を選ぶようにしましょう。

② 食事のときに、喉を詰まらせる。

⇒お茶や水を飲んで喉を湿らせてから少しずつ、ゆっくりよくかむように食べましょう。

特に、餅など粘りのある食品を食べるときは小さく切るようにしましょう。

③ 食べものと間違えて、食べてしまう。

⇒食卓に、食べものと間違えやすい洗剤や入浴剤などを置かないようにしましょう。

④ 薬を飲むときに、喉を切るなどのケガをする。

⇒薬は外装のまま飲まないよう、1錠ずつ分けて保管しないようにしましょう。



2 リビング

① たこ足配線のコンセントから煙や火が出る。

⇒たこ足配線はしないようにしましょう。

② 古い電化製品の使用中に火災が起こる。

⇒特に、10年以上使用した電化製品から異音や異臭がする場合は、すぐに使用を中止しましょう。

③ ストープの上に洗濯物を干したところ、火が燃え移る。

⇒ストーブの上に洗濯物を干して乾かすことはやめましょう。

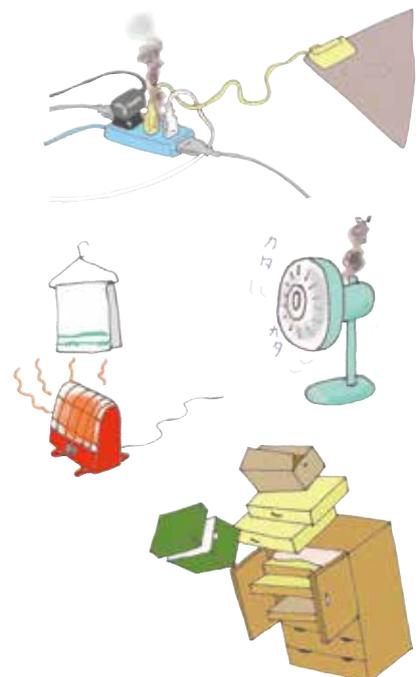
④ 地震で家具などが体の上に倒れてきて、下敷きになる。

⇒家具などが倒れないように転倒防止器具をつけましょう。

⑤ 自分では気がつかないうちに室内で熱中症にかかる。

⇒加齢により、体温調節がうまくできなくなってきます。

こまめに水分を補給し、エアコンを上手に使い室内の設定温度を調整しましょう。



3 玄関・階段・廊下

①ちょっとした段差や階段、廊下などでつまづいて転倒し骨折する。

⇒玄関や部屋の出入口では、踏台やスロープなどを置いて段差を小さくしたり、なくしたりするようにしましょう。

階段や廊下には、とっさにつかめるように手すりをつけましょう。

また、すべり止めのついた靴下やスリッパを履くようにし、物を置かないようにしましょう。

②衣類の裾を踏んで転倒する。

⇒裾が長い衣類などは、誤って裾を踏むなど思いがけない事故につながるのこまめに調節しましょう。



階段、廊下、玄関
(手すり・足元灯)

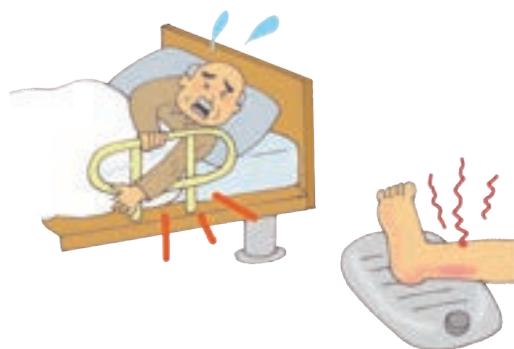
4 寝室

①起き上がるときに、ベッドの柵で骨折する。

⇒起き上がるときには、手足をはさんだりしないように注意しましょう。

②就寝中に低温やけどになる。

⇒寝る前に湯たんぽやこたつを布団の中に入れて温めておき、できれば寝るときには布団から出して寝るようにしましょう。



5 お風呂場(湯船)

①急激な温度変化で、心筋梗塞やめまいをおこし、転倒、おぼれる、最悪のときは死にいたる。

⇒特に冬場は、①脱衣場も暖房して浴室との温度差を減らす、

②入浴前に浴室を暖めるなど、心臓などに負担をかけないように入浴しましょう。

②湯船や床で、転倒し骨折する。

⇒浴室の床はすべりやすくなっているので気をつけましょう。

③湯船に足をいれてやけどをする。

⇒湯船やシャワーの温度が高すぎてやけどをすることがあるので、手などで温度を確かめてから体にかけてり、湯船に入ったりしましょう。



6 屋外

①電動カートに乗っていて、転倒してしまう。

⇒道路の段差に乗り上げることがあるので、気をつけて通りましょう。

②屋根の上や脚立に上がって作業をしていて、転落事故が起こる。

⇒脚立などを利用して高所で作業するときは、バランスを崩しやすいので、なるべく業者や家族に頼むなど、一人で作業しないようにしましょう。



消費生活で困ったときの相談窓口

神戸市消費生活センター

〈住所〉神戸市中央区橘通3-4-1
(神戸市立総合福祉センター5階)

〈相談受付〉

月曜～金曜(祝日、12月29日～1月3日除く)
9:00～17:00(来訪相談の受付は16:30まで)

☎(078)371-1221

消費者ホットライン

〈相談受付〉

月～金 9:00～17:00
土日祝 10:00～16:00(12月29日～1月3日除く)

☎188

※携帯電話の定額通話プランの対象外です。

警察相談専用電話

☎ #9110

「#9110」では、犯罪や事件の発生には至っていないものの、普段の生活の安全や平穏に関わる様々な悩みごとや困りごとなどの緊急ではない警察への相談などに対応します。

※プッシュ式電話のみで、IP電話からは、利用できない場合があります。

#9110でかからない場合は、

☎(078)361-2110へ

おかけください。

販売勧誘の電話がかかってきたら、
必要のないものは、「いりません」と
きっぱり断りましょう。

訪問販売・買取業者に脅されたり、
居座られたりするときは、
「警察に連絡します」と言って
警察☎110へ
電話しましょう。



〈製作〉

神戸市消費生活センター
消費生活マスター 高齢者向け教材づくりグループ

〈本冊子についてのお問い合わせは〉

神戸市消費生活センター 消費者教育係

☎(078)371-1247

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008